

●香川県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成20年3月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安林の所在場所

仲多度郡まんのう町勝浦字下福家1390の83、1390の84、1390の86、1390の87、1390の173、1390の178、1390の179、1390の250、1390の252

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下福家1390の173、1390の179、1390の250

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びまんのう町農林課に備え置いて縦覧に供する。）